

STEP 1 第一次取得者さまに「転売通知書」に署名、押印をいただいでください。

住宅事業者(保険契約者)さまから保険証券記載の最初の住宅取得者(第一次取得者)さまに「まもりすまい保険付保住宅の転売通知書」への、署名、押印をしていただくようお願いください。

住宅取得者(第一取得者) (届出事業者)



住宅保証機構株式会社
住宅保証責任保険
住宅取得責任保証

まもりすまい保険付保住宅の転売等通知書

通知日：20 18 年 10 月 5 日

保険が付保された住宅を転売等により新たに取得する方(以下「転得者」といいます。)が保険を直接請求できるようにするためには、保険契約者である住宅事業者(まもりすまい保険)に通知を行うことが必要で、本通知書を住宅事業者宛に送付することにより、この通知を行うことができます。

まもりすまい保険契約者(住宅事業者)

まもり建設株式会社 様

保険付保住宅に関する事項	まもりすまい保険証券番号 <small>(保証付保印の番号「保証内容」の欄に記載)</small>	07 - 2012 - 01 - 0000000
	保険付保住宅住所	〒 000 - 0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1
転得者に関する事項	住宅取得者氏名	すまい 太郎 
	転得者氏名 <small>(取得等により本住宅を新たに取得する方)</small>	まもりす 次郎
	転得者の連絡先	住所 〒 000 - 0000 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2 TEL 090-0000-1234 <small>お引渡の手続きについて保険契約者から連絡をとる際の、転得者の連絡先(電話番号)をお知らせください。</small>
引渡(予定)日	平成 28 年 10 月 10 日	

○ 転得者(転売等により本住宅を新たに取得する方)が、住宅事業者(まもりすまい保険)の保険契約者(保険業者)によって承認されると、住宅事業者が倒産等の場合で保険事故が発生した場合、一次取得者(当初の住宅取得者)のほか、転得者(ただし転売が複数回行われた場合は各取得者を所有している者のみ)も、保険金の請求権を有するものとします。

20180719



転売通知書は、当初の住宅取得者(第一次取得者)さまが、転売を行ったことを住宅事業者さまに対し通知する書面となります。また、この通知をもって、転得者さまと保険金限度額を共有すること等について、第一取得者さまが同意されたこととなります。